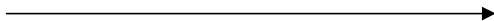


9 狩猟税に関する調



区 分		税 率	列 番 号	(1)	(2)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18 (千円) 24	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	0 : 1 : 0	64	915
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0 : 2 : 0	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0 : 3 : 0	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	0 : 4 : 0	3	25
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0 : 5 : 0	14	115
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0 : 6 : 0	47	775
		所得割額の納付を要しない者	-	0 : 7 : 0	1	11
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0 : 8 : 0	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0 : 9 : 0	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1 : 0 : 0	0	0
		⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	1 : 1 : 0	0	0
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1 : 2 : 0	1	11
	課税免除	-	1 : 3 : 0	110		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1 : 4 : 0	110		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1 : 5 : 0	0		
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	1 : 6 : 0	4	33
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1 : 7 : 0		
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	1 : 8 : 0		
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1 : 9 : 0		
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	2 : 0 : 0		
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2 : 1 : 0	4	33
		所得割額の納付を要しない者	-	2 : 2 : 0	0	0
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	2 : 3 : 0		
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	2 : 4 : 0		
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2	2 : 5 : 0			
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	2 : 6 : 0			
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円	2 : 7 : 0			
課税免除	-	2 : 8 : 0	2			
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	2 : 9 : 0	2			
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	3 : 0 : 0				

9 狩猟税に関する調



区 分		税 率	列 番 号	(3)	(4)	
			行 番 号	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			9	12	18 (千円) 24	
狩 猟 税	わな 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	3 : 1 : 0	121	918
		㉔ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	3 : 2 : 0	0	0
		㉕ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	3 : 3 : 0	0	0
		㉖ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3 : 4 : 0	0	0
		㉗ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	3 : 5 : 0	18	74
		㉘ 上記に該当しないもの	8,200円	3 : 6 : 0	103	844
		所得割額の納付を要しない者	-	3 : 7 : 0	25	138
		㉙ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	3 : 8 : 0		
		㉚ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	3 : 9 : 0		
		㉛ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 0 : 0		
		㉜ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	4 : 1 : 0		
		㉝ 上記に該当しないもの	5,500円	4 : 2 : 0	25	138
		課税免除	-	4 : 3 : 0	52	
		㉞ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 : 4 : 0	52	
㉟ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	4 : 5 : 0				
関 係	第 猟 係 免 種 許 登 録 に 係 る		-	4 : 6 : 0	20	74
		㊱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	4 : 7 : 0		
		㊲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	4 : 8 : 0		
		㊳ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	4 : 9 : 0	6	
		㊴ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	5 : 0 : 0		
		㊵ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	5 : 1 : 0		
		㊶ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	5 : 2 : 0	1	3
		㊷ 上記に該当しないもの	5,500円	5 : 3 : 0	13	71
① ~ ㊷ の 合 計	-	5 : 4 : 0	399	2,089		